

公益社団法人
京都府助産師会

定 款

公益社団法人 京都府助産師会 定款

第一章 総則

(名称)

第一条 本会は、公益社団法人京都府助産師会と称する

(事務所)

第二条 本会は、主たる事務所を京都市中京区西ノ京南両町三十三番地一におく

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 本会は、公益社団法人日本助産師会との連携のもと、人々のニーズに応える助産及び母子保健領域の活動の発展を目指すとともに、専門性に基づく助産師職の質の向上を図りつつ、人々の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする

(事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するために、次の内容からなる事業を行う

- 一 母子保健及び福祉に関する事業、特に子育て支援事業
- 二 リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の尊重、普及、活動に関する事業
- 三 職業倫理の向上に関する事業
- 四 業務に関する共同研究に関する事業
- 五 再教育講習及び専門的学術の探求に関する事業
- 六 その他本会の目的達成に必要な事業

第三章 会員

(資格)

第五条 この法人に次の会員を置く

- 一 正会員 本会の目的及び事業に賛同して入会し、原則として京都府内に在住し、又は就業する助産師の免許を得た者でなければならない
 - 二 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同した助産師以外の個人・助産師学生及び団体・企業
 - 三 特別会員 正会員であったが、高齢または病弱のため就業できなくなった者で、本人の希望により会長に変更を届けたもの
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下法人法とする)上の社員とする

(入会)

第六条 本会の会員になろうとする者は、理事会に入会届を提出し、承認を得なければならない

(入会金及び会費)

第七条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない

(退会)

第八条 会員は、退会しようとするときは、会長に退会届を提出し、任意に退会することができる

(会員の資格喪失)

第九条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う

- 一 退会したとき
- 二 死亡したとき
- 三 助産師の資格を失ったとき
- 四 一年以上会費を滞納したとき
- 五 除名されたとき

(懲戒)

第十条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会において、理事の三分の二以上の決議に基づき、懲戒（但し、除名を除く）をすることができる。懲戒として助産師業務の制限と停止の勧告、又は除名を課すことが予定される場合にはその会員に対し、理事会の一週間前までに、理由を付して懲戒内容を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない

- 一 本会の定款又は規程に違反したとき
- 二 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 助産師業務に関し、本会に苦情申し立てがあり、これに対する改善指示をしたにも拘らず、これに対応できていないとき
- 四 助産師自身の診断とケアに基づく過失を原因とした重篤な医療事故（母体死亡、胎内死亡、新生児死亡、重症脳性麻痺、重篤な後遺症を残す場合等）を起し、その後の対応が不適切なとき
- 五 その他懲戒すべき正当な事由があるとき

2 懲戒相当として理事会の審議に付すか否かを審議するために、以下の要領で調査・懲戒委員会を設置する

- 一 調査・懲戒委員会は、別に定める懲戒規程に基づき、理事会の委託を受けた会員で構成され、理事会が選任・解任する
- 二 調査・懲戒委員会は理事会の諮問を受けて、調査対象者について懲戒に相当する事実の有無を調査し、相当な処分を理事会に答申する

3 懲戒処分の種類は次の通りとする

- 一 厳重注意
- 二 改善勧告
- 三 義務研修
- 四 助産師業務の制限と停止の勧告
- 五 除名

4 前項第五号により除名する場合は、理事会の決議により除名相当とする会員に関し、総会において、総正会員の三分の二以上に当たる多数の議決を経なければならない

5 調査・懲戒委員会の審議対象になっている会員の退会届は、上記懲戒処分の最終結果が出るまではこれを受理しない

- 6 第1項及び第4項の規定により、除名又は助産師業務の制限と停止の勧告が決議されたときは、会長はその会員に対し、当該処分を行った旨を通知するとともに、処分の原因となった事実及び内容をホームページ及び会報に掲載する

(抛出金品の不返還)

第十一条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない

第四章 支部

第十二条 本会は、支部を置くことができる

- 2 支部の区分等については、別途に定める
- 3 正会員は、いずれかの支部に所属する
- 4 各支部の運営に関し必要な事項については、理事会の決議で定める

第五章 専門部会

第十三条 本会に助産所部会、保健指導部会及び勤務部会を置く

- 2 助産所部会は、主として分娩を取り扱う助産所を開設し又は運営する会員をもって組織し、助産所を開設し又は運営する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する
- 3 保健指導部会は、主として保健指導を業とする会員をもって組織し、保健指導に従事する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する
- 4 勤務部会は、主として病院等に勤務する会員をもって組織し、病院等に勤務する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する
- 5 正会員は、助産所部会、保健指導部会又は勤務部会のいずれかに所属するものとする
- 6 各部会の運営に関し必要な事項については、理事会の決議で定める

第六章 役員

(種類及び定数)

第十四条 本会に次の役員を置く

理事 十四名以上十八名以内

監事 三名以内

- 2 理事のうち、一名を会長、二名以内を副会長、一名を会計担当理事、一名を書記担当理事とする
- 3 前項の会長、副会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の会計担当理事、書記担当理事をもって法人法上の業務執行理事とする

(選任等)

第十五条 理事及び監事は、社員総会において、選任する

- 2 会長、副会長及び会計担当理事、書記担当理事は、理事会において選任する。ただし会員による選挙の結果を参考にできる
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない
- 4 理事及び監事に異動があったときは、二週間以内に登記し、登記事項証明書を添え遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない

(職務)

第十六条 会長は、本会を代表し会務を統理する

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、理事会が定める順位によってその職務を代行する。会計担当理事及び書記担当理事は、理事会において別に定めるところにより業務を分担し、執行する
- 3 理事は、理事会を構成し法令に定めるところにより職務を執行する
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う
 - 一 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する
 - 二 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる

(任期)

第十七条 役員の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。ただし再任を妨げない
- 3 増員により選任された理事の任期は現任者の任期の満了するときまでとする。ただし再任を妨げない
- 4 理事又は監事は、第十四条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する

(顧問)

第十八条 会長の諮問に応じるために、本会に五名以内の顧問を置くことができる。顧問は理事会の決議を経て会長がこれを委嘱する

- 2 顧問は無給とする

(解任)

第十九条 理事及び監事は、社員総会の決議において解任することができる。この場合その理事及び監事に対し、決議する前に弁明の機会を与えることができる

(報酬等)

第二十条 本会は、役員に報酬を支払うことができる

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる
- 3 前項に関し必要な事項は、役員報酬等に関する規程に定める

第七章 総会

(構成および議決権)

第二十一条 総会は、全ての正会員をもって構成する

- 2 総会における議決権は、会員一名につき一個とする
- 3 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする

(権限)

第二十二條 総会は、次に掲げる事項を決議する

- 一 理事会において総会に付議した事項
- 二 理事及び監事の選任及び解任
- 三 定款の変更に関する事項
- 四 会費の額
- 五 会員の除名
- 六 本会の解散に関する事項
- 七 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(定時総会及び臨時総会)

第二十三條 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の二種とする

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後三か月以内に開催する
- 3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する
 - 一 理事会において開催の決議がなされたとき
 - 二 すべての正会員の五分之一以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を開催十四日前までに理事会で決定し、会員に通知しなければならない

(議長)

第二十四條 総会に議長団をおく

- 2 議長団は、会員の中から二名を選出する

(定足数)

第二十五條 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する

(決議)

第二十六條 総会の決議は、法人法第四十九条第二項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある事項を除き、出席した会員の過半数をもって決する

- 2 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の三分の二以上の決議をもって行わなければならない

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 本会の解散
- 五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第二十七条 総会の議事録は法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって、保存する

- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人二名以上が、署名又は記名押印しなければならない

第八章 理事会

(構成)

第二十八条 本会に理事会を設置する

- 2 理事会は、すべての理事をもって組織する

(権限)

第二十九条 理事会は、法令およびこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う

- 一 本会の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 会長及び副会長、会計担当理事、書記担当理事の選任及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない
 - 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 主なる職員の選任及び解任
 - 四 従たる事務所その他重要な組織の設定、変更及び廃止

五 内部管理体制の設備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の設備）

（招集および議長）

第三十条 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集し、議長となる

（決議）

第三十一条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその三分の二をもって行う

（決議の省略）

第三十二条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし監事が異議を述べた時を除く

（議事録）

第三十三条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、副会長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない

（定足数）

第三十四条 理事会の定足数は、過半数とする

第九章 資産及び会計

（事業年度）

第三十五条 本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる

(会計原則等)

第三十六条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準、その他の会計の慣行に従うものとする

(資産の管理)

第三十七条 本会の資産は、理事会の決議により会長が管理する

(事業計画及び収支予算)

第三十八条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が作成し、毎事業年度の開始の前日までに、理事会の承認を経て総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする

(事業報告及び決算)

第三十九条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会において報告しなければならない

- 一 事業報告書
- 二 事業報告書の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事の名簿
- 三 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 第一項各号及び前項各号の書類は、当該事業年度経過後、三か月以内に行政庁に提出しなければならない

4 貸借対照表は定時総会終了後遅滞なく、公告するものとする

(公益目的取得財産残額の算定)

第四十条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人等の認定等に関する法律施行規則第四十八条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残等を算定し、前条第二項三号に定める書類に記載するものとする

(会計の規定等)

第四十一条 本会の会計に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める

(基金)

第四十二条 この法人は、基金を受ける者の募集をすることができる

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない

3 基金の返還手続きについては、法人法第二百三十六条の規定に従い、基金の返還を行う。場所及び方法、その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする

第十章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第四十三条 この定款は、総正会員の三分の二以上の決議により変更することができる

(合併等)

第四十四条 本会は、総会において、総正会員の三分の二以上の決議により、他の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる

(解散)

第四十五条 本会は、総正会員の三分の二以上の決議、その他法令で定められた事由により、解散することができる

(公益目的取得財産残額の贈与)

第四十六条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から一か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条十七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする

(残余財産の帰属)

第四十七条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、すべての残余財産を、解散決議の日から一か月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条十七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする

第十一章 公 告

第四十八条 本会の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする

第十二章 委 任

(委任)

第四十九条 この定款及び規程に定めのない事項、規程の実施に必要な細目は、細則に定める

2 細則は、理事会の決議に基づき会長がこれを定める

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第百六条第一項に定める公益法人の設立の登記から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般社団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第百六条第一項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第三十五条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該事業年度の末日とし、設立の登記の日を次の事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は会長 三反園芳子、副会長 藤垣真貴子、副会長 夏山洋子とする。
- 4 平成二十五年六月二十八日一部改正（第三十九条）
- 5 平成二十八年五月二十一日一部改正（第十条）